

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：質屋営業法
根拠条項：第4条第1項
処分の概要：管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め： 質屋営業法第3条第1項第9号、第1号～第3号、第5号～第7号（許可の基準） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第3条の2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者） 第5条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審査基準： 新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第3条第1項第9号イ及び同号ロの欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間： 25日
申請先： 営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口に提出してください。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 （電話011-251-0110） 営業所を管轄する各方面本部生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：